

# 千葉県環境審議会水環境部会 議 事 録

日時：平成 23 年 12 月 27 日（火）  
午後 2 時～

場所：きぼーる 13 階 会議室 3

## 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 千葉県環境生活部次長あいさつ .....	1
3. 部会長あいさつ .....	2
4. 議 事 .....	3
諮問事項	
(1) (仮称) 水質汚濁防止法第14条第1項の規定による排水等の 汚染状態の測定の回数を定める条例骨子案について .....	4
(2) 印旛沼に係る湖沼水質保全計画(案)について	
(3) 手賀沼に係る湖沼水質保全計画(案)について	
(4) 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(案)について .....	14
5. そ の 他 .....	26
6. 閉 会 .....	27

## 1. 開 会

司会（山中副課長） 定刻となりましたので、ただいまから千葉県環境審議会水環境部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます山中と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日御出席の委員の方々を御紹介申し上げます。

お手元の委員名簿及び座席表を御覧ください。

水環境部会長の磯部雅彦委員でございます。

入江晶子委員でございます。

近藤昭彦委員でございます。

瀧 和夫委員でございます。

山室真澄委員でございます。

勝山 満委員でございます。

加藤賢三委員でございます。

なお、岩渕委員は、少々遅れるとの連絡をいただいております。

続きまして、特別委員の方々です。

経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長の重政弥寿志委員ですが、本日は代理として佐藤深雪様に御出席いただいております。

経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部長の守屋猛委員ですが、本日は代理として田口勇一様に御出席いただいております。

国土交通省関東地方整備局河川部長の山田邦博委員ですが、本日は代理として松井健一様に御出席いただいております。

同じく関東地方整備局港湾空港部長の下司弘之委員ですが、本日は代理として松川文彦様に御出席いただいております。

国土交通省海上保安庁第三管区海上保安本部千葉海上保安部長の高橋章二委員ですが、本日は代理として漆畑勝彦様に御出席いただいております。

なお、農林水産省関東農政局生産部長の井川義孝委員は、本日は所用のため欠席でございます。

ここで定足数の確認をさせていただきます。

岩渕委員はこれからお見えいただきます。

本日は全委員の御出席をいただいております。したがって、千葉県行政組織条例第33条の規定を満たしております。本会議が成立していることを報告いたします。

## 2. 千葉県環境生活部次長あいさつ

司会 それでは、開会にあたりまして、環境生活部次長の松澤から御挨拶を申し上げます。

松澤環境生活部次長 皆さん、こんにちは。千葉県環境生活部次長の松澤でございます。

委員の皆様には、年末の押し迫った大変お忙しい中、水環境部会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、委員の先生方には、日頃から本県の環境行政につきまして多大なる御指導を賜わりまして、重ねて御礼申し上げます。

千葉県における公共用水域の水質につきましては、下水道あるいは合併処理浄化槽の整備等により長期的には改善してきているところがございますが、特に閉鎖性水域である東京湾、印旛沼、手賀沼では、いまだに環境基準の達成には至っておりません。先日、環境省から公表されましたけれども、全国の環境基準の達成率と比べまして、本県の達成率はまだまだ低い状況でございます。

本日御審議いただきます案件は、このような状況にあります公共用水域の水質を改善するための対策として、水質汚濁防止法に基づく事案が1件、湖沼水質保全特別措置法に基づく事案が3件、合わせて4件について御審議していただく予定にしております。

まず、水質汚濁防止法に基づく事項ですが、県では、水質汚濁防止法で事業者の責務として定められている排出水の測定回数について、法律で規定する回数よりも多い回数の測定を義務付けていきたいと考えております。本日は、その条例の骨子案について御審議していただきたいと考えております。

次に、湖沼水質保全特別措置法に基づく事案ですが、前回の部会でも報告させていただきましたが、県として、印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定作業を進めていたところですので、このたび各湖沼に関わる計画案がまとまりましたので、御審議を賜りたいと考えております。

また、前回の部会で了承いただきました東京湾の総量削減計画については、去る11月7日に環境審議会の会長から正式に答申をいただきました。現在、総量削減計画の策定、あるいは総量規制基準の設定等の手続を進めているところです。大変ありがとうございました。

これからの審議事項につきましては、後ほど担当から説明させていただきますので、御審議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単でございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

司会 岩淵委員がお見えでございます。

改めて御紹介いたします。岩淵弘美委員でございます。

### 3. 部会長あいさつ

司会 続きまして、磯部部会長から御挨拶をよろしくお願ひいたします。

磯部部会長 磯部でございます。一言御挨拶を申し上げます。

本年度は、ただいま松澤次長さんから御紹介がありましたように、総量規制をはじめとして議案が多いものですから、合計4回になりましようか、お集まりいただくということで、委員の皆様にはまた今日も御出席いただきましてありがとうございます。

これも今、御紹介いただいたことですが、千葉県の湖沼・海域の環境基準の達成率が必ずしも高くはないということでもあります。これは千葉県だけではありませんが、例えば東京湾を例にとると、背後の流域の人口を東京湾の内湾の面積で割り算すると、1ヘクタールに人が300人住んでいるということになります。300人の人が1年間100m四方

を使い続けたら、なかなか水質を保つのも大変だということもありますが、逆に、たくさんの方が住んでいるところなので、生活環境の基になる水環境をよくすることが極めて重要なことだと考えております。

今日も議案が4題準備されておりますので、活発な御審議をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会 どうもありがとうございました。

議事に入る前に、お手元の配付資料を確認させていただきます。

次第

委員名簿

座席表

千葉県環境審議会運営規程

水質汚濁防止法に基づく事項について（諮問文・付議文 写）

本日の議題の資料として、

資料1-1 (仮称)水質汚濁防止法第14条第1項の規定による排出水等の汚染状態の測定の回数を定める条例骨子案

資料1-2 排出水等の汚染状態の測定の回数について

資料1-3 排出水等の汚染状態の測定の回数に関する関連資料

資料1-4 「(仮称)水質汚濁防止法第14条第1項の規定による排出水等の汚染状態の測定の回数を定める条例骨子案」に関する意見の募集結果について

資料2 印旛沼に係る湖沼水質保全計画(案)について

資料3 手賀沼に係る湖沼水質保全計画(案)について

資料4 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(案)について

資料5 湖沼水質保全計画(案)に係る説明資料

さらに、参考資料として、

参考資料1-1 水質規制に係る法令体系図

参考資料1-2 水質規制法令等

参考資料2-1 湖沼水質保全特別措置法関係資料(前回配付資料)

以上でございます。

#### 4. 議 事

司会 それでは、早速、審議に入りたいと存じます。

千葉県行政組織条例第33条の規定により、部会長が会議の議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行については磯部部会長をお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

磯部部会長 それでは議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、御協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議については、千葉県環境審議会の運営規程に基づき公開で行います。

議事に先立ちまして議事録署名人の指名でございますが、私に御一任願えますか。

(「異議なし」の声あり)

磯部部会長　それでは、恐れ入りますが、山室委員と加藤委員、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

## 諮問事項

### (1) (仮称) 水質汚濁防止法第14条第1項の規定による排水等の 汚染状態の測定の回数を定める条例骨子案について

磯部部会長　それでは、早速、議事に入ります。

諮問事項として、水質汚濁防止法に基づく事項が1件、湖沼水質保全特別措置法に基づく事項として、印旛沼、手賀沼及び霞ヶ浦のそれぞれに係る湖沼水質保全計画が3件、合計4件の諮問事項がございます。

それでは、諮問事項の第1件目「水質汚濁防止法第14条第1項の規定による排水等の汚染状態の測定の回数を定める条例骨子案」について、諮問の趣旨及び内容等を事務局から説明をお願いいたします。

生駒水質指導室長　事務局から、諮問事項(1)として「水質汚濁防止法第14条第1項の規定による排水等の汚染状態の測定の回数を定める条例骨子案」について御説明申し上げます。

お手元に配付した資料1-1の諮問事項(1)が、今回御審議いただく「排水等の汚染状態の測定の回数を定める条例骨子案」となっております。趣旨や内容について記載しておりますが、まず、これまでの背景や骨子案作成の考え方等について説明いたします。

資料1-2「排水等の汚染状態の測定の回数について」を御覧ください。

水質汚濁防止法は、公共用水域等の水質汚濁を防止することを目的として、汚水や廃液を排出する事業場を規制しており、一定規模以上の特定の事業場について、濃度規制、いわゆる排水基準を遵守するよう義務付けております。

一番上の欄「改正前の水質汚濁防止法の規定」ですが、水質汚濁防止法——少し長いので「水濁法」と呼ばせていただきますが、昨年一部が改正され、本年4月1日から施行されております。

これまで、改正法施行前の平成23年3月31日までですが、改正前の水濁法では、濃度規制の対象となる事業場、つまり法令等で定める排水基準が適用される事業場については、「排水の汚染状態を測定し、その測定結果を記録する」ことが規定されておりました。しかし、具体的な測定の項目や測定の頻度は規定されておりました。また、測定義務の違反があった場合の罰則の規定もございませんでした。

その一方で、本県では排水の季節変動も考慮して、行政指導で「3ヵ月に1回以上の測定」を指導しているところです。

また、水濁法では、特定の施設を規定して、これは100種類ほどありますが、特定の施設を有している工場や事業場を規制しております。これとは別に、県独自に環境保全条例をつくり、水濁法の規制対象外の施設、これは4種類ほどありますが、環境保全条例で県独自に規制の対象としております。この環境保全条例では、法と違いまして、「3か月に

1 回以上の測定」を義務付けておりました、さらに違反した場合の罰則の適用も規定しております。

2 番目の欄「法改正の契機」ですが、そのような状況の中で、近年、県内の幾つかの事業場をはじめとして、測定結果の虚偽の記録が発覚しました。これを契機として、自主測定の確実な実施と信頼性の確保のために水濁法が一部改正され、新たに測定項目や測定頻度が規定されるとともに、違反した場合の罰則が創設されました。

具体的には、「測定項目は濃度規制の対象となる届出項目とする」と明確化されております。水濁法では、特定の施設を有している事業場に届出を義務付けております。その中で排水基準が適用される項目、例えば生活環境項目であるCODなど、また健康項目、有害物質が当たりますが、シアンなどといった項目の記載が義務付けられております。その届出項目が測定の対象となりました。

測定頻度については、全国で一律に年に1回以上の測定が義務付けられました。さらに、この測定頻度については、県または水濁法で規定する政令市が、地域の実情に応じて条例を定めて、測定頻度つまり測定の回数を上乘せする、増やすことができるとされました。

このページが一番下の欄ですが、そのような状況の中で千葉県の水環境を取り巻く実情はどうかといいますと、1 番目、県内の公共用水域の水質の状況は、環境基準の達成率は全国の値を大きく下回る状況にあります。四角囲みにありますように、河川、湖沼、海域とも全国値を下回っている状況にあります。したがって、環境基準の達成に向けてこれからも施策のさらなる推進が求められている状況にあります。

2 番目、千葉県の地理的状況はどうかといいますと、御承知のように千葉県は首都圏に位置しております。そのことから、産業や人口が集中しております。このため、工場や事業場から公共用水域に排出される汚濁物質が多く、産業系の排水対策が重要となっております。

3 番目、県内の工場や事業場の排水の状況はどうかといいますと、行政で水濁法に基づく立入検査などを行って排水規制の実効性の確保を図っておりますが、基準を超過している事業場の違反原因の大半が、違反全体の約8割にあたりますが、排水処理施設の維持管理の不備となっております。このようなことから、事業者による施設の維持管理をより一層促す必要があると言えます。

以上の本県の実情から、さらなる水質汚濁防止対策の推進が必要であると考え、水濁法の改正の趣旨を踏まえて、測定頻度について全国一律より多い回数の測定を条例で義務付けることとしたいと考えております。

具体的な対応案ですが、2 ページを御覧ください。

上の欄、「測定回数の義務付けに関する本県の対応（案）」です。

本県の実情を踏まえて、水濁法に基づき測定回数の条例を制定し、法の規定より多い回数の測定を義務付ける。そして、その測定回数は、この表にございますように、排水の種類ごと、1 日当たりの平均排水量により規定する、そのような対応としたいと考えております。

もう少し表を詳しく見ていきます。

「排水の種類」で「排出水」、これは河川、湖沼、海域に排出されるいわゆる一般的な排水になります。この「排出水」については、1 日当たりの平均排水量（水濁法に基づき

届出された排水量となります)で30 m<sup>3</sup>を基準として、それ以上の、排水量の多い事業場については、水濁法の規定より多い回数を条例で上乘せする。水濁法では、ナショナル・ミニマムという観点で、全国一律で「1年に1回以上」と規定されていますが、これを条例により測定回数を増やして「3か月に1回以上」と規定します。

なお、30 m<sup>3</sup>未満の排水量の少ない事業場については、条例による上乘せはしないで、水濁法の規定をそのまま適用して「1年に1回以上」の測定回数とします。

どうして30 m<sup>3</sup>以上の事業場だけ条例により測定回数を増やす、上乘せするのかといいますと、表の下の理由にありますように、

①排水量の大きい事業場は、その分公共用水域の水質に与える影響も大きい。また、何かあったときのインパクトも大きい。このため、より確実な排水の管理が必要である。

②排水基準はすべての工場・事業場に適用されるのではなく、日平均排水量が一定規模以上の工場・事業場に適用されます。県内全域の工場・事業場で排水基準が適用される排水量の規模は、基本的には30 m<sup>3</sup>以上になっております。この30 m<sup>3</sup>以上の事業場だけで県内水域への排水量の99.9%以上を占めているという状況でございます。

少し話は飛びますが、資料1-3の関連資料の1ページを御覧ください。

これは、県内の水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の排水量区分別の一覧です。このように県内では、一番右下の欄にありますようにで総計約1万の事業場があります。

次の2ページを御覧ください。これは先ほどの表をわかりやすくまとめたものです。

このページの下「3. 排水量別特定事業場数」の表のうち、一番下の割合を見ますと、30 m<sup>3</sup>以上の事業場数、網掛けの部分が該当しますが、その割合は約17%、約2割を占めているにすぎませんが、上の2の「排水量の合計」を見ますと、排水量の合計の割合で99.9%以上を占めていることがわかります。つまり、この30 m<sup>3</sup>以上の事業場の排水を対象とすれば、県内の事業場の排水をほぼ100%網羅することができるということが言えるかと思えます。

資料1-2の2ページに戻りまして、「3か月に1回以上」という測定回数の考え方が、上の欄の一番下の黒四角のところです。排水処理施設の多くは、水質を良くするために生物処理をしたり、あるいは化学処理をしております。このため、四季の気温の変化により処理効率に変動をきたすことがあります。また、排水に直接影響する工場・事業場の操業状況も、年間を通じて変動することもあります。このような水質の季節変動を考慮しますと、最低限、四季に1回以上、つまり3か月に1回以上の測定が必要だと考えております。また、従来から同じような考え方で、水濁法の規定ではありませんでした。3か月に1回以上の自主測定を指導してきたところから、測定回数は「3か月に1回以上」と規定したいと考えております。

3ページの参考資料を御覧ください。

対応案について、これまでの説明を少しイメージしやすいように図にしてみました。

表の中段部分と下段部分に図を載せていますが、これは現在の状況と新しい条例が制定された後の測定回数の比較を示しております。

中段部分、これが現在の測定回数の規定です。

少々わかりにくくて恐縮ですが、現行の水濁法の規定では、排水基準が適用される場合に汚染状態の測定をなさないととなっております。千葉県では、一部の水域等を除いて、基



本的には全県域で排出量が 30 m<sup>3</sup>以上の事業場に排水基準が適用されます。つまり、一部の水域等を除いて、30 m<sup>3</sup>以上の事業場には測定の義務があるということになります。

この「一部水域等」というのは、一つは印旛沼や手賀沼が該当します。また、一部の特定施設（畜産関係の施設が該当します）、さらには有害物質を使用している事業場、これらについては排水量が 30 m<sup>3</sup>未満であっても排水基準が適用されます。したがって測定の義務も生じます。

この図では、黒の網掛けの部分が、水濁法による年 1 回以上の測定が義務付けられていることを示しております。また、この黒い網掛けの部分は、県では行政指導で 3 か月に 1 回以上の測定を指導しております。

今回の対応案では、下の図になりますが、薄い網掛けの部分、つまり日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上の点線より上の部分の事業場が、先ほどの理由、考え方から 3 か月に 1 回以上の測定回数の上乗せの対象ということになります。

また、先ほど申し上げました一部水域等のうち 30 m<sup>3</sup>未満の事業場、この図で黒の網掛け部分の事業場については、小規模な事業場が多いことから、事業者の負担も考慮して上乗せの対象とはしないで、法の規定どおり年 1 回の測定回数の義務付けといたします。

2 ページに戻ります。

上の欄の表の中に、「排水の種類」の中で「特定地下浸透水」という項目がありますが、これはカドミウムなど人の健康に被害を生じる恐れがある物質、いわゆる有害物質を製造したり使用したり、または処理したりする施設がある特定事業場で、その施設から地下に水を浸透させる場合、その浸透させる水を特定地下浸透水と言います。県内ではこれに該当する事業場は現在ございませんので、今後このような特定地下浸透水に該当する事業場が出てきた場合には、厳しい基準・規定を守っていただくということで、排水量に関わらず条例の上乗せの対象として 3 か月に 1 回以上の測定を義務付けることといたします。

以上が本県の対応案となります。

また、その他関連する事項として、測定回数の条例の規定にあわせて、現在ある県独自の環境保全条例についても規定の整備をしていきたいと考えております。

改めて資料 1-1 を御覧ください。

繰り返しとなり恐縮ですが、「1 趣旨」では、水濁法の規定により法の規定回数よりも多い測定回数を定めるものとする。

「2 内容」では、排水水については、日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上の特定事業場については 3 か月に 1 回以上、特定地下浸透水では、排水量に関わらず 3 か月に 1 回以上とします。

「3 施行予定」は、平成 24 年 4 月を考えております。今のところ、当審議会で御審議いただいた後、2 月の千葉県議会への条例案の提出を目指しているところです。

以上が条例骨子案の概要です。

この条例骨子案については、12 月 8 日から 25 日までパブリックコメントを実施し、意見を募集しました。

資料 1-4 を御覧ください。こちらが 12 月 8 日から 25 日まで実施したパブリックコメントの意見募集の結果です。

「2 意見の提出状況」では、1 名の方と 4 団体の方から延べ 6 件の御意見をいただき

ました。

3の表はその意見の概要と県の考え方を整理したものです。

一つずつ見ていきたいと思えます。

(1) 測定項目についての御意見がありました。

「回数を定めることに異論はないが、全項目検査になると、費用負担が大きくなるため、各工場・事業場の該当物質のみ検査するようにはしていただきたい」と。費用負担に関して測定項目についての御意見です。

県の考え方としては、測定項目自体は水濁法の規定に定められており、この中で測定項目は、排水基準が定められている事項のうち、「特定施設の設置の届出」(法に基づく届出)の際に排水口ごとに届けられているもの、とされています。それ以外の項目については、必ずしも3か月に1回以上の測定を義務付けるものではありません。そのように県の考え方を整理しております。

また、(2) 測定頻度についての御意見です。

「事業者による自主測定のほか、1年に1回、県当局の立入検査の際、測定が行われている。国が法律で自主測定は1年に1回以上としていることを踏まえ、千葉県環境保全上の特質として国と異なる要因は見出せないで、法律に基づく回数でよいのではないかと。国と異なる要因と千葉県環境保全上の特質は大きな差異がないので、法律に基づく改正でいいのではないかと、という意見です。

県の考え方としては、県内の公共用水域の環境基準達成率が全国値を大きく下回る状況にあること、また、千葉県が首都圏近郊に位置して工場・事業場が集中しているということ踏まえると、より厳格な排水処理施設の管理が必要であり、法による全国一律の測定回数より厳しい規定が必要と考えております。

次の2ページ、一番上の欄ですが、「改正案の3か月に1回以上については、改正により障害が生じることはない。今後の動向として、例えば1か月に1回上などに回数を増やすことを検討されるかもしれないが、徒に頻度を上げて有効な効果はないと考える。無作為による抽出調査などを自治体主体で実施したほうが規制効果は上がると考える」という意見をいただきました。

県の考え方としては、水質の季節変動を考慮して3か月に1回以上の自主測定が必要だと考えております。なお、今後につきましては、いただいた御意見を参考にさせていただきますと考えております。

その下の欄、「測定頻度については、3か月に1回以上を指導する根拠として季節変動を挙げているが、特定施設設置届出書の様式に季節変動『なし』と記載した事業場は適用除外としていただきたい」と。季節変動がない場合には適用除外でもいいのではないかとという御意見でした。

県の考え方としては、千葉県内の公共用水域の環境基準達成率は全国値を大きく下回る状況にあることや、千葉県が首都圏近郊に位置し、工場・事業場が集中していることを踏まえますと、やはりより厳格な排水処理施設の管理が必要と考えております。なお、意見にございました様式の中の「使用の季節(的)変動」とは、施設の使用(操業の状態)に関するものです。施設の操業状態の変動に加えて、水温等の水質の季節変動についても考慮することが重要であり、3か月に1回以上の自主測定が必要であると考えております。

(3)は、日平均排水量 30 m<sup>3</sup>の関係の裾切りすることについての意見をいただいております。

「根拠を示さずに日平均排水量で区分して上乗せ規定を設けることには賛成できない。排水基準値近くで1日当たり 20 m<sup>3</sup>の排水をする事業場の検査頻度が、常に排水基準値の10分の1以下で1日当たり 100 m<sup>3</sup>の排水をする事業場の検査頻度の4分の1でいいとは思えない。排水量に関わらず、同じ頻度での測定にすべき」ということで、30 m<sup>3</sup>近辺の規制が「かかる」「かからない」の事業場の差異が余りないのではないかと御意見かと思えます。

県の考え方としては、排水量の多い事業場では、十分に処理されない汚水が公共用水域に排出された場合に、当該水域の水質に与える影響が非常に大きいため、より厳格な排水処理施設の管理が必要です。また、日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上の特定事業場から排出される水の量は、県内の全事業場からの排水の総量の 99.9%以上を占めている。このようなことから、日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対する上乗せ規定の整備を考えております。このように整理させていただいております。

次の3ページ、『日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上』に該当するかどうかを誰がどのようにして定めるのか記述されていない。すべての特定事業場の日平均排水量を公務として測定して把握するとなれば、多大な税金の投入が必要となる。排水量に関わらず、同じ頻度での測定にすべき」という御意見でした。

今回御審議いただきます本骨子案での「日平均排水量 30 m<sup>3</sup>以上」については、法に基づく特定施設の設置届出様式の「排水量」の中で「排水量の量」の欄、日平均排水量を書く欄がありますが、その数値をもって適用について判断したいと考えております。届出事項については、立入検査等で確認しているところです。

最後になりますが、(4)は経過措置についての意見がございました。

『測定頻度を3か月に1回以上』を適用する際には、当然経費がかかりますので、予算措置期間等に配慮いただきたい。既設の特定事業場にあつては1年間程度の適用猶予を希望する」という意見でした。

県の考え方としては、貴重な意見ですので、施行予定を4月としておりますが、御意見を踏まえて、新設の事業場も含め、施行までの必要な周知期間を設けたいと考えています。

以上がパブリックコメントの結果です。

その他、参考資料として水質規制に係る法令体系図や水質規制法令等の資料をお配りしていますが、申しわけございませんが、本日は、時間の都合上、説明は省かせていただきますが、参考としていただければと思います。

以上で、諮問事項(1)の排水等の汚染状態の測定回数を定める条例骨子案について説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

磯部部長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明を踏まえて、諮問事項全般に関して御意見、御質問がございましたら、ぜひ発言をお願いいたします。どなたからでも結構です。よろしく申し上げます。

入江委員 2点質問させていただきます。

1 点目ですが、法改正の契機となった虚偽記録が発覚という点について、本県の事業場でもあったということでしたので、その詳細を御説明いただきたいということです。

2 点目は、条例の周知期間を設けていくということですが、このことについて具体的にはどの程度の周知期間と考えていらっしゃるのか。

この2点についてよろしくお願いたします。

生駒水質指導室長 会社名はちょっと申し上げられませんが、平成 17 年 2 月に県内の鉄鋼メーカーによる水質汚濁防止法に基づく測定データの改ざん、これは立入検査で判明しました。これを契機にして各企業に対する立入検査等を強化した結果、これも県内の事業場になります。金属メーカーの測定データの改ざんが発覚、また建材メーカーが測定回数の水増し、さらには有機製品のメーカーが測定回数の水増し、測定データの改ざん、そういった不適正事案も明らかになったという状況です。

また、これは千葉県外ですが、大気汚濁防止法に関しても平成 18 年 2 月に石油精製メーカーのデータ改ざんが発覚しているということで、それを契機として水質汚濁防止法、大気汚濁防止法の法改正がなされているという状況でございます。

もう 1 点、周知期間はどれぐらいの期間を考えているかということですが、この期間内に、例えばの話、各事業場の方々に対する説明会なり、あるいは関係団体に説明をしなければならぬと考えております。その期間は、過去の例を見まして、議会で承認していただければ、条例の公布から大体 6 か月ぐらいを目途に考えております。

先ほどの改ざんの事例ですが、参考までに、参考資料 1 - 2、これは国の中央環境審議会の答申ですが、その中の 4 ページの 2 の部分に、「大気汚濁防止法・水質汚濁防止法に係る不適正事案の発生」ということで細かく記述がなされております。この中のきっかけとなった金属メーカーなり建材メーカーが、残念ながら千葉県の事業場だったということでございます。

磯部部会長 今、口頭で御説明があった部分の内容ですね。

生駒水質指導室長 そういうことでございます。

入江委員 重ねてお伺いしたいのですが、罰則の適用ということも法改正によって創設されたということですが、現在の県条例と比較してどういった点が違うのか。罰則が強化されることになるのか、そのあたりを具体的に教えていただければと思います。

生駒水質指導室長 罰則といいますと、罰金になります。県の水濁法の新しく創設された罰金の額が、参考資料 1 - 2 の 28 ページに、新旧対照表の一部ですが、その 33 条の中で「30 万円以下の罰金に処する」ということで、この中の第 3 号の部分が新しく追加されたことになります。簡単に言いますと、30 万円以下の罰金になる。現行の環境保全条例では 10 万円以下の罰金です。ですから、環境保全条例よりも厳しい規定になっております。

磯部部会長 ほかにいかがでしょうか。

加藤委員 流量のところでは 30 m<sup>3</sup>という数字がありますが、そこをどうして決めたのかということが、例えば先ほど説明したパブリックコメントの回答とか質問の中であったと思うのですが、20 m<sup>3</sup>の場合はどうか。その理由は、普通に考えるとコストパフォーマンスの問題なのではないかと思うのですが、99.9%以上ということをもし言うのであれば、20 m<sup>3</sup>のほうがそれをもっと上回ることになるので、その辺、コストパフォーマンスだと言わないでそれを表現するような方法があるといいのかなと思いました。

生駒水質指導室長 30 m<sup>3</sup>という数値ですが、先ほども申し上げましたが、基本的に排水基準がかかる排水量というのがございます。それが 30 m<sup>3</sup>。それ以上の事業場については、元々排水基準がかかりますから測定の義務が生じますので、最低限 30 m<sup>3</sup>以上というのがまず一つございます。ただ、ケースによっては、「一部の水域」と先ほど申し上げましたが、それについては 30 m<sup>3</sup>未満であっても排水基準がかかって測定の義務が生じるところもございますが、この排水量については、先ほどコストパフォーマンス云々の話がありましたが、公共用水域の排水の影響等、それから、当然これは費用がかかりますので、30 m<sup>3</sup>未満の事業場は割と規模の小さい事業場が多く、そういったところに過度な負担を強いるという部分もございますので、それについては、その部分を考慮して、排水量と事業者負担のバランスも考慮しながら、最終的には 30 m<sup>3</sup>という数値を設定しております。

加藤委員 そのときに、工場の数と、横軸に排出している量を考えると、ある程度の分布が出て、この辺で仕切りを入れると一番いいのではないかというのが目で見えるのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

生駒水質指導室長 資料 1 - 3 の関連資料の中で、図ではございませんが、2 ページに「3. 排水量別特定事業場数」というのがあります。その中で、排水量が 30 m<sup>3</sup>未満の事業場が約 8 割を占めておりますが、それについては全体の排水量のトータルの 0.066% ということですので、基本的に、排水量の多い事業場については、大変申しわけございませんが、厳しい規定を適用させていただきたいと考えております。図にできればいいのですが。

磯部部会長 排水基準がかかる事業場が 30 m<sup>3</sup>以上であるということと、それ以上で 99.9% の排水をカバーするという。したがって、ここでまた 20 m<sup>3</sup>とかと決めると、排水基準だと 30 m<sup>3</sup>だけけれども、ここの測定の回数だと 20 m<sup>3</sup>だということなので、大分混乱を来すこともあるでしょうから、その二つの理由で、行政の裁量の範囲内ということと十分説明はつくことだという解釈なのではないでしょうか。

生駒水質指導室長 はい。

磯部部会長 そのほか、いかがでしょうか。

瀧委員 今回の加藤委員の続きの話で、30 m<sup>3</sup>未満の事業場については、従前では 3 か月に 1 回ずつ測定することを指導するという形になっておりますが、これが今回外れたというのはどのような理由によるのでしょうか。0.1% と非常に少ないからということなのか、あるいは排水量がトータルとして非常に少ない、だから実効性が上がらないということなのではないでしょうか。

私の意見としては、外すことについてはやぶさかではないが、この部分について県民にとって何らかの意識を継続して持ってもらえるようなものがほかにあるのかどうか。この規制だけでなく、例えば環境学習などで補うことができるのかどうか、そういう検討がなされているのかどうかをお伺いしたい。

生駒水質指導室長 今回の瀧委員のお話は、先ほどの図でいきますと、点線の下黒い部分になるかと思えます。それにつきましては、新しい条例では法律どおりにしますけれども、運用上は、従前どおり、行政指導で、罰則の規定はございませんが、事業者の方に 3 か月に 1 回以上の測定を行政指導でお願いしていくというふうに考えております。ですから実態的には測定回数自体は変わりませんが、ただ、これは 3 か月に 1 回以上とこちらのほうまで条例でかけてしまいますと、罰則がかかりますので、それをやらないと先ほど言った

罰金がかかってきますので、そこまで負担を強いるのはいかがなものかと最終的に結論を出しまして、こういった形にさせていただいております。

瀧委員 最後に要望ですが、中小企業といえども明日には大企業になるという気持ちはありますので、ぜひともこういう水質問題というものをしっかりと意識づけするような指導をよろしくお願いします。

磯部部会長 今回の瀧委員からの質問に関連して、資料1-2で「行政指導」という言葉がありましたけれども、現実にも、実際、30 m<sup>3</sup>以上についてはどうか、それから30 m<sup>3</sup>以下についても、どの程度の実施率になっているか、おわかりだったら教えてください。

生駒水質指導室長 先ほど説明を漏らしましたが、資料1-3の関連資料の3ページに、これは抽出調査になりますが、自主測定の実態調査の結果を添付しております。この中で網掛けの部分が30 m<sup>3</sup>以上の部分で、一番下の欄を見ていただきたいのですが、3か月に1回以上の頻度で自主測定をしている事業場の割合がございまして。網掛けの部分(30 m<sup>3</sup>以上の部分)が87%ほどで、9割ぐらいの事業場の方には3か月に1回やってもらっていませんが、30 m<sup>3</sup>未満の事業場、左側の部分になりますが、例えば「10~30」のところを見ていきますと、45%、それから56%と、半分ぐらいに落ちているのが実情です。さらには10 m<sup>3</sup>未満の事業場については、実際にやっていたのは23%、2割程度の事業場という状況にございまして。ですから、こういった状況も踏まえて、30 m<sup>3</sup>以上の事業場の方に、申しわけないのですが、厳しい規定を適用させていただきたいと考えております。

磯部部会長 御説明がありましたように、30 m<sup>3</sup>以上の事業場は87%、もし条例が通れば100%にしたいということで、それ以下についても、現状が半分ぐらいの実施であるものを、年1回になるのだけでも100%にして、その上で、御意見が今ありましたように、必ずしも条例が通ったから今度は年4回やっているところも1回でいいですという意味ではなくて、そこはぜひ行政指導としてお願いをしたい、そういう方向になっているということですね。

山室委員 元々は先ほどの違反が発覚したことがきっかけになったことだと思いますが、参考資料1-2、先ほども説明があった水濁法の現行と改正案を比較した場合、罰金は現行にもあったわけですね。

生駒水質指導室長 はい。

山室委員 それを踏まえて、資料1-3の4ページ、水濁防止法に基づく立入検査結果を見せていただいたところ、違反率が全く減っていないというか、むしろ22年は12.4%ということで増えております。このような状況で罰則も同じで検査だけ増やすことで違反率の減少につながるかどうか、そのあたりどうお考えか教えていただきたいと思っております。

生駒水質指導室長 違反率が10%前後になっております。実を申しますと、この違反率の中には、延べ違反事業場数がございまして。何回も何回も違反している事業場があるので、特に違反している事業場は、当然改善はしていますが、また立入検査に行くと違反しているということも見られますので、なかなか減らないのかなという部分はございまして。

先ほどの罰則云々の話は、直罰規定ではございませんので。行政側のほうである程度指導するなり、改善勧告をかけるなり改善命令をかけるなりして直していただくというのが行政側の立場ですので。一番いいのは、この違反率をできるだけゼロ%に近づけるとというのが我々の目的でございまして。

山室委員 近づけるためにどのような具体策をお考えかということをお教えしていただきたかったのです。

生駒水質指導室長 この中の一番大きなところが、先ほどの「6. 排水基準超過事業場の違反原因」に「維持管理の不徹底」という部分がございますが、これが比率的に言いますと全体の約8割を占めています。これは行政側で立入検査を行ったときに基準超過を指摘するというのではなくて、常日頃から事業者の方に維持管理を徹底していただく。その一つのツールとして自主測定もありますので、その自主測定を活用して、常日頃から水質の状況を確認していただく。それが一番かと思えます。その上で、我々が立入検査に行って最終的にチェックしていく。そういった二段構えでできるだけ違反率を少なくしていきたいと考えております。

山室委員 そうしますと、今回、回数を増やすことで維持管理の不徹底を自覚していただくということも考えての御提案というふうに理解してよろしいですか。

生駒水質指導室長 それもでございます。

山室委員 わかりました。

ちなみに、違反が多い事業者の名前を公表するということは現時点ではできないのでしょうか、何か法律の関係で。

生駒水質指導室長 法の制度的なものはございません。

山室委員 今後、あまりにも続くようでしたら、そういうことも検討されてはどうかと思えます。これは個人的な意見です。

磯部部会長 ほかにいかがでしょうか。

岩淵委員 庶民感覚で申しわけないのですが、罰金が30万円ということですが、これは、3か月に1回の検査を例えば拒否してしまったとか、やらなかったという場合、「30万円を払ってしまったほうが……」という金額ではないのでしょうか。

生駒水質指導室長 確かにおっしゃる側面はあろうかと思えます。ただ、企業として、罰金になりますと公表されますので、あるいは新聞報道とかされますので、それによる痛手はどうなのかなど。企業のコンプライアンス上いかがなものなのか。企業としては、罰金以上にそちらのほうが怖いのではないかと。

岩淵委員 信用が損われると。

生駒水質指導室長 はい。

岩淵委員 では、公表はされるのでしょうか、罰金措置になった企業の名前が。

生駒水質指導室長 追加で、実際にどれくらいお金がかかるのかといいますと、これは試算してみたのですが、年4回測定した場合に、一番費用がかかるケースを考えますと大体12万から13万ぐらいですので、お金の面から言いますと30万円よりは安いので、やはり測定されるのではないかと思います。

岩淵委員 わかりました。ありがとうございます。

磯部部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、この件について意見も出尽くしたと思えますので、取りまとめをしたいと思えます。

これまでの議論ですと、特にこの事項に対して反対意見はなかったと思えます。この事項は、ここで決めていただいて、また議会でも議論をしていただいて条例を定めるという

プロセスになりますが、条例が定まったときに、今まで 30 m<sup>3</sup>以下のところは行政指導で年4回お願いしていたところが条例の義務としては1回になるということがあるので、委員の意見としては、そこは緩めることなく、行政的に実際に執行していく段階で、4回のものが1回になることが無条件に良いわけではありませんという意味を込めて、測定回数が4回を維持できるような運用の仕方をしていただきたいという意見があったかと思いません。

それから、施行予定については、今までの施行率を見ると、30 m<sup>3</sup>以上のところについても87%ということでしたから、13%のところについては当事者からすると新たに義務付けられるという状況になりますので、準備もあるでしょうから、事務局においてそこは適切に考えていただくことにして、必要な周知期間を設けることが適当であるというようなことでまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

磯部部会長 では、この答申については、そのような意見を付けて「答申どおり」ということで議決したことにいたします。ありがとうございました。

#### **(2) 印旛沼に係る湖沼水質保全計画(案)について**

#### **(3) 手賀沼に係る湖沼水質保全計画(案)について**

#### **(4) 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(案)について**

磯部部会長 次に準備されている議題は、(2) 印旛沼に係る湖沼水質保全計画(案)、(3) 手賀沼に係る湖沼水質保全計画(案)、(4) 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(案)、3題あります。これはそれぞれ関係していますので、事務局からまとめて説明していただいて、その後、審議をしたいと思います。よろしくをお願いします。

櫻岡湖沼浄化対策室長 説明資料ですが、お配りした資料のうち資料2、3、4が湖沼水質保全計画案です。資料5が、要約したものをパワーポイント仕様になっているものです。10月の部会で説明したものが参考資料2-1ですが、これも一部使いまして、資料5を中心に説明させていただきます。

最初のほうで諮問事項について説明させていただきましたが、諮問事項の写しがあると思いますが、1枚目はいま説明が終わりました水質汚濁防止法関係の測定回数で、めくっていただきますと湖沼水質保全特別措置法に基づく事項ということで、諮問事項が三つございます。

湖沼水質保全特別措置法第4条第1項の規定が、資料としては用意しておりませんが、法の規定によれば、「知事は、指定湖沼につき、湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならない」ということで、千葉県に関しては印旛沼と手賀沼と霞ヶ浦が指定湖沼になっております。この3湖沼について今回の諮問事項としているわけですが、前回の当部会で説明しましたとおり、過去第5期まで、この3湖沼について湖沼水質保全計画がつくられておりました。この計画が平成22年度までの第5期の計画で、今回、県では第6期の湖沼水質保全計画をつくるべく案をつくりましたので、その内容について御審議いただきます。

資料5、1枚目は、表題と諮問事項及び三つの計画について、スケジュールとして目次



が付いております。

めくりますと、今申しました三つのことについての諮問事項がございます。

2枚目の表のほうですが、先に印旛沼と手賀沼について説明させていただきます。

印旛沼が千葉県の北部、手賀沼は北西部に当たるところに位置するわけですが、ここでは省いていますが、諸元については、10月のときにお示しした参考資料2-1に、印旛沼については3枚目に例えば面積とか人口とか、その裏側に手賀沼、さらに霞ヶ浦と付いておりますので、若干それを使いながら資料5を説明させていただきます。

印旛沼については、図にありますとおり、指定地域として11市2町があり、参考資料2-1の諸元を見ていただきますと、その面積が494km<sup>2</sup>で人口は約77万人程度。先ほど部会長の挨拶にも東京湾では300人ぐらいという話がありましたが、湖沼面積で割りますと、1ヘクタール当たり687人程度の人口が印旛沼流域にあります。

手賀沼につきましては、流域の面積は140km<sup>2</sup>、人口が50万人、湖沼の面積は650ヘクタールですので、湖沼面積1ヘクタール当たり776人程度と、人口がかなり過密な地域となっております。

この二湖沼について、第5期計画の実績については10月の会議の参考資料2-1で説明しましたとおり、手賀沼の窒素以外については、目標水質を達成することはできませんでした。そのため、第6期として新たに湖沼水質保全計画をつくり、さらに対策を進めていきたいということです。

印旛沼と手賀沼の湖沼の図の下側に、湖沼計画案の概要ということで第6期計画の方針を「○」四つで書いてございます。

一つ目は、生活雑排水の未処理放流を改善するため、生活排水対策等を重点的に推進する。つまり、単独処理浄化槽とか汲み取り式のトイレをお使いの方々がまだかなりいらっしゃいますので、その対策等を進めるということです。

二つ目としては、窒素・りんがまだまだ横ばい傾向であることから、窒素・りんの削減を推進する。つまり富栄養化対策を進める。植物プランクトンの増殖を抑えて、窒素・りんだけではなくてCODの水質改善を目指すということです。

それから、原因となる汚濁負荷としては、後ほど資料も出てまいります、生活系や工場・事業場の産業系以外に面源系と呼んでいる市街地とか農地から入ってくる負荷がこの二つの湖沼については多いということで、その対策を推進していくということです。

それから、この湖沼水質保全計画には、前回の第5期計画から長期ビジョンの話が入っておりまして、この第6期においても長期ビジョンを設定し、その達成に向けて5か年（平成23年～27年度）における水質等の目標値を設定し、排出汚濁負荷量を削減していく。

このような方針を立てております。

おめくりいただきまして、長期ビジョンの設定です。

印旛沼については、既に御承知の方も多いと思いますが、任意計画である印旛沼流域水循環健全化計画（平成22年1月に策定）で設定した基本理念「恵みの沼をふたたび」を掲げておりますが、こちらと連動して施策を進めていこうと考えておりまして、ここで掲げられている五つの再生目標、ここには例示として「良質な飲み水の源印旛沼とその流域」という目標を設定して、平成42年までにそれらの達成を目指すというのが印旛沼の

長期ビジョンです。

手賀沼については、「水質改善が生物の生息・生育環境を改善し、その生物が水質改善に寄与するという、循環型で持続可能な環境を保全すること」を目標として、平成 42 年までに環境基準達成を目指す、としております。

その下は、この計画の中では水質目標値を定めることになっておりまして、項目としてはCODの 75%値、参考値としてCODの平均値、そして全窒素、全りんですが、印旛沼と手賀沼について「現況」と「目標」が書いてあります。例えば一番よく使われるCODの平均値で申しますと、現況は、印旛沼は8.9ですが、これを8.5まで下げたい。手賀沼については、同じ8.9ですが、8.2に下げたいと思っております。これにつきましては、この計画の中でやっております事業、その結果得られる発生負荷量の削減状況をシミュレーションして、この目標値を今回の第6期の計画にしたいと考えております。

次のページ、ここからは印旛沼の部分です。

印旛沼につきまして、先ほどの水質目標値にもっていくための負荷量ということで、汚濁負荷量、これは発生負荷量ですが、これについても設定しております。生活系（家庭から出てくる部分）、産業系（工場・事業場の部分）、面源系（市街地や農地等から出てくる部分）を、COD、窒素、りんについてそれぞれ「現況」と「目標」ということで並べております。

CODで見てもみますと、印旛沼については合計で7,878kg/日を、今回27年度については7,387kg/日にしようという目標としております。

その下に、グラフで御覧のとおり、22年度と27年度で削減する目標がわかりますが、COD、あるいは窒素もそうなのですが、いわゆる面源系の割合が高くて、4分の3程度が面源系であったりしますが、りんについてはそれぞれ約3分の1程度ずつという割合になっております。

次に、今申しました水質目標、汚濁負荷量を削減するための施策です。

水質保全対策としては、まず、生活系のための対策としては、これは従前も進めてまいりましたが、下水道の整備、さらには高度処理型合併処理浄化槽の普及、農業集落排水施設の利用促進等をここに掲げていますが、御覧のとおり平成22年度から27年度までそれぞれお使いいただく方々を増やしていきたいと考えております。

産業系、工場・事業場排水対策については、従来どおり、水質汚濁防止法など法や条例の規制のほか、指導・啓発を実施していくということです。

続きまして、ほかの対策ということで面源系対策があります。先ほど申しましたとおり、面源系は、市街地に降った雨が側溝等を通じて汚れを水路、川を通じて沼に持ってきてしまう。そのために雨水浸透施設の設置、透水性舗装の整備等々を進めてまいります。

農地対策につきましては、施肥量が適正になるような推進、環境にやさしい農業の推進等で負荷を削減していきたいと考えております。

流出水対策地区というのは、これは第5期の計画から湖沼法に導入された考えでして、これについては第5期で印旛沼については鹿島川流域が指定されております。これについては第6期においても引き続き重点的に維持していく地区として考えております。

その他、流域河川、湖沼対策としては、植生帯の整備や清掃活動の実施などを考えております。

その下に、今申しました鹿島川の流域を図で示しておりまして、鹿島川は印旛沼の中でも流域の負荷が一番多いところで、鹿島川を引き続き第6期でも重点的対策地区として示して対策を進めていきたいと思っております。

続きまして手賀沼です。

手賀沼については、同様に、先ほど申しました目標水質につながる発生汚濁負荷量の削減目標値が設定されております。これにつきましても、COD、窒素、りんについて、22年度の現況から27年度の目標に向かって、以下の施策を進めて下げるべく計画して考えております。

CODで言えば、合計では22年度では3,013kg/日、これを27年度の目標としては2,626kg/日にしようと考えております。以下、同様に、窒素、りんです。

具体的な対策としては、手賀沼については、先ほどの印旛沼と同様に、生活排水対策としての下水道の整備や高度処理型合併処理浄化槽。手賀沼流域には先ほどの印旛沼のような農業集落排水施設がありませんので、主としてこの二つを進めてまいります。

それから、工場・事業場排水対策も同様に進めてまいります。

それ以外の面源系対策についても、印旛沼と同様な市街地対策、農地対策を進めてまいります。

手賀沼については、流出水対策の重点的対策を実施する地域としては大津川という流域がありますので、単独浄化槽等の使用がまだ多い流域ということで、こちらについても市街地対策、農地対策もさらに進める必要があるということで進めてまいります。

その下に大津川の流域の図が書いてあります。

それ以外の対策として、次のページですが、「意識啓発・調査研究等」ということで、浄化槽の適正な設置・管理などの生活雑排水の汚濁の削減など、あるいは調査研究なり、環境学習の推進。それから「関係地域計画との整合、計画の進捗管理」ということで、これは、例えば先ほどの印旛沼であれば、印旛沼の流域圏全体計画との整合を図っていききたいということです。

それから、今回第6期で、第5期になかったものとして放射性物質ですが、これについては、資料2、印旛沼のところで例示で説明したいと思います。

後ろから2枚目、20ページです。下から二つ目、「(9)放射性物質について」。今、計画案としては、「福島第一原子力発電所の事故により、環境中に広範囲に放射性物質が放出されている一方で、印旛沼の水は飲料用水、農業用水等に利用されていることから、印旛沼の水質等における放射性物質の状況把握に努め、関係機関との調整を図り、必要に応じて適切に対応します。」という案文を計画には載せております。

さらに(10)、引き続いて次期計画に向けての対応ですが、これも第5期までは載っていなかったことを、今回、付け加えて案文にしています。これについては、先ほど申しましたとおり、第5期が平成22年度目標で、第6期計画を23年度につくっております。これにつきまして、第5期と第6期の間があいてしまうのではないかと、それは非常にわかりにくいという意見が委員会、あるいは、後ほど説明いたしますが、意見交換会等でも出ております。それを受けまして、今回の第6期については以下のように考えております。

「本計画の期間内に平成28年度以降、次期計画策定までの期間における水質の保全に資する事業等について、実施する内容を検討し、定めることとします。」つまり、できるだ

け空白の期間を生じないような形で取り組むということを計画書に書きたいと思っております。

印旛沼、手賀沼については以上です。

続きまして霞ヶ浦です。

霞ヶ浦については、前回の10月にも説明しましたが、主体となっている地域は茨城県ですが、一部栃木県の益子町、千葉県で言えば香取市が流域にかかるということで、千葉県においても霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（案）が関係するものです。

流域図がありますが、緑の枠で囲った部分が香取市の一部で、利根川の北側に相当する部分で一部香取市があり、ここが霞ヶ浦流域になっています。

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画については、茨城県が策定主体となっております。

香取市の状況を申しますと、一部、地名で言えば扇島とか中洲というところがありますが、これが常陸利根川という流域に入りますので、その部分です。

ちなみに、その下に書いてありますとおり、この部分の流域人口は、霞ヶ浦流域全体に比べて、人口で約0.2%、面積では約0.7%であり、土地の利用形態としては水田が多くなっております。

霞ヶ浦の計画内容の概要ですが、次のページです。

霞ヶ浦については、長期ビジョンとしては「泳げる霞ヶ浦」あるいは「遊べる河川」を目指すということになっております。

計画期間は同様です。

水質目標値としては、COD75%値、全りん、全窒素について、御覧のとおり目標を掲げています。

これを達成する方途として、霞ヶ浦については、西浦（常陸利根川を含む地域）と北浦の二つの水域に分けて計画を立てております。前のページに戻っていただきますと、流域図ですが、「霞ヶ浦（西浦）」と書いてある部分と常陸利根川の部分について西浦として一つの対策地域、残りの北浦をもう一つの対策地域としております。千葉県については、常陸利根川ですので、西浦地区の対策が関わる部分です。これについては、生活排水対策以下対策を講じてまいります。

同様に、北浦について、生活排水対策以下対策をつくってまいります。

「意識啓発・調査研究等」について、これは両水域同様ですが、特に今年の夏は北浦でアオコの発生等が報道されましたが、その辺についてもさらに対策をとるという内容になっております。

最後に、湖沼水質保全計画策定のスケジュールが最後のページにあります。オレンジ色の表になっております。

これについては、本日12月27日の環境審議会で御審議いただいておりますが、それに先立ち、先週、本計画案について、印旛沼、手賀沼については千葉県で、霞ヶ浦については茨城県でパブリックコメントを求めておりまして、千葉県では1月18日まで意見募集の期間でございます。

それから、この計画案をつくるにあたり、右側に計画策定委員会等が書いてありますが、計画策定委員会を、8月に第1回、10月の下旬と11月上旬に第2回、12月の先週に第3回をそれぞれ行い、委員の方に案の内容について検討をいただきまして、本日の審議会の

案とさせていただきます。

それから意見交換会というのがありますが、これについては6月と11月にそれぞれの流域で地元の住民の皆さんに意見交換という形で意見をいただいております。

これらを踏まえまして本日の計画案となっております、この後、当環境審議会でご審議いただきまして、その後は河川管理者あるいは環境大臣との協議を行い、環境省のほうでは公害対策会議に報告する。最終的には年度内に計画を策定し、知事が公表するという段取りを考えております。

三つの計画案については以上でございます。

磯部部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、諮問事項全般に関する御意見、御質問がございましたら、発言をお願いいたします。

加藤委員 説明の中に「流入水等の放射性物質モニタリング」という項目がありました。これはどういう形で実行していくのでしょうか。教えてください。

櫻岡湖沼浄化対策室長 資料5の後ろから2枚目の霞ヶ浦のところに「流入水等の放射性物質モニタリング」と書いてございます。具体的には、資料4の24ページです。茨城県においては、印旛沼で先ほど読ませていただいたのと近いような内容を受けまして、「関係機関との調整のもと、霞ヶ浦の水質等の放射性物質を把握するため定期的にモニタリングを行います」ということで、茨城県においては東海村等の対応がありまして、既に3月11日以前よりそれなりの体制がとられております。それらの機関を活用した形でのモニタリングを考えていると聞いております。

加藤委員 千葉県においてはどのような形になるのでしょうか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 資料2で言えば、20ページです。千葉県においては、今まで原子力発電所等がございまして、従来、環境研究センターというセクションが文部科学省の全国的なモニタリングで委託を受けて空間放射線量を測っているだけでしたが、昨今の状況から、環境省が千葉県においても河川や底質の測定をしております。その状況把握に努め、今後はそれら国等との調整を図って対応してまいりたい。現時点では、具体的に、例えばモニタリング計画等はまだまだできておりませんで、これは今後の状況を見ながら考えていくことになると思います。

磯部部会長 そのほか、お願いいたします。

山室委員 先ほど御説明いただいた資料5の10ページ、印旛沼のT-Pは産業系がかなり大きいように見えるのですが。これは、排水の虚偽報告とかそういうことがありましたけれども、計算としては、実測値で出していらっしゃるのですか、それとも計算でこれは出していらっしゃるのでしょうか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 産業系の中で、印旛沼の場合には畜産系が少し多目というか、手賀沼に比べて多くなっております。それについては細かい実測値をすべて持ってっておりませんで、計算値等も使いながら出しているところです。

山室委員 そうすると、手賀沼と比べて産業系がNに対してPが異様に大きいのは、畜産の影響ということですか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 すべて解析しているわけではございませんが、その影響が大きいのではないかと考えております。

山室委員　これだけ産業系が大きいということになりますと、先ほど審議した排水などの汚染状態の測定回数を増やしてということが非常に有効に効いてくればいいなとは思いますが、これは私が素人なのでよくわからないのかもしれませんが、先ほど「10 m<sup>3</sup>のところはやめて 30 m<sup>3</sup>/日のところで」ということがあって、資料2を見ますと、10 ページに「日平均排水量 10 m<sup>3</sup>以上の特定事業に対して上乘せ規定を適用し」と書いてあるのですね。規制は適用するけれども確認は 10 のところはやめるよという審議を同時にするというのがちょっと矛盾に感じるのですけれども、これは行政的には何ら支障はないというか……。

生駒水質指導室長　「日平均排水量 10 m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対して、上乘せの排水基準を適用」ということですのでけれども、基準自体を厳しくするという話です。法律上年 1 回の測定はしますので、特に齟齬はないかと思うのですが。要は、測定回数をもっと厳しくすべきではないというお話でしょうか。

山室委員　ここに「10 m<sup>3</sup>以上」と出てきて、「でも、測定するほうは」というのが同時に審議されているというのが、ちょっとどうかなという気がしたのです。

生駒水質指導室長　先ほど 10 m<sup>3</sup>以上という話でしたが、先ほどの観点から、30 m<sup>3</sup>未満のものについては、基本的には排水量自体も全体から見ても少ないという部分と、あと国からの通知で中小企業に対する過度な事業者の負担も考慮しなければならないという話もありますので、そういったところをトータルで考え合わせて、今回は 30 m<sup>3</sup>以上のものについて上乘せの測定回数を定めたということです。わかりづらくて申しわけないのですけれども。

山室委員　そうしますと、先ほど磯部先生が言われたように、条例で定める測定回数は減らすのだけれども、引き続き 10 m<sup>3</sup>以上のところは排水を出すときにきちんと配慮するように指導はしていくと。

生駒水質指導室長　おっしゃるとおり、排水基準がかかりますので、当然、測定はしなければなりません。それも行政的な指導で、3か月に1回以上、年に4回以上やってくださいというお願いはします。法的には年に1回で済むところですが、こういった状況がありますので、印旛沼、手賀沼の水質をできるだけよくしていただきたいということもございますので、行政的な指導で3か月に1回以上、これは印手に限りませんが、やっていただきたいという話はしていきたいと思っております。

山室委員　ありがとうございました。並べて見るとちょっとというところがありますので、そのときに御説明をそういうふうにかちんとされるといいかなと思います。

磯部部会長　ほかにいかがでしょうか。

近藤委員　印旛沼と手賀沼ですが、この流域の特徴が現れていて非常におもしろいと思うのです。特に印旛沼で面源系のT-Nが非常に多い。これは農地系あるいは畜産系が多いということはよくわかるのですが、対策の中では農地対策の「適正施肥の推進、環境にやさしい農業の推進など」というのは非常にわかって正しいと思うのですが、実はこれは実施するときに非常に難しい内容を含んでいるのではないかと。農家の規模によっても、適正施肥ができるかどうか、これは大分違ってくると思います。大規模農家ほど非常に難しい。

それからコストの問題ですね。マーケット、市場との折り合いをどうつけるのかというのは、かなり具体的な壁というか問題点がまだまだあると思いますが、その辺の具体性というのはいかがでしょうか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 特に印旛沼ということでは、資料2の14ページ、農地対策を書かせていただいたところです。確かに具体的なところは難しく、ここは第5期までも市街地の対策も含めてなかなかうまくいってない、生活系ほどの削減効果は出ていないところです。

特に印旛沼については、近藤先生もよく御存知の印旛沼流域水循環健全化の計画がございまして、あちらではワーキングをつくっております、農地系のワーキング等があります。健全化計画は任意計画ですが、こちらの法定計画でどれほど効果が出るかというのは数字上なかなか難しいところもございまして、そちらの対策を踏まえて印旛沼についてはこの計画でもうまく反映していくような方向で、県といたしましては、よく使う言葉では、この法定計画と任意の印旛沼健全化計画を車の両輪として進めていきたい、いま具体的な削減効果として「何でどのくらい削減」と把握するのはなかなか難しい状況ではございまして、ぜひ進めていきたいと考えております。

近藤委員 そうですね。やっぱり両輪の部分を、軸をどうつなげるかということ、これが大切ですね。

櫻岡湖沼浄化対策室長 はい。

近藤委員 それから、その下のスライドで、流出水対策の取組目標で「遊休農地の活用」というのは、これはどういうことでしょうか。12番です。

櫻岡湖沼浄化対策室長 遊休農地の活用につきましては、具体的にはこれでどのくらい削減という数字は挙げていないのですが、例えば湧水との絡みの関係とか。湧水は印旛沼流域でもかなりありますので、湧水の涵養とか、その辺との絡みでうまく使えないかと考えているものです。

近藤委員 具体的な……。

櫻岡湖沼浄化対策室長 申しわけございません。いろいろな項目を挙げておりますが、これで何ができてどのくらいというのは、まだ具体性は少ないものでございます。

近藤委員 もう一つ、放射性物質に戻ってしまうのですが、やはり印旛沼流域、手賀沼流域においてもかなりのフォールアウトがあって、最近では水が集まるところに水ではなくて土砂としてかなり堆積しているという情報も入ってきておりますが、そのような情報も、県がやると同時に、住民と協力して情報を収集するような施策が必要ではないかと感じております。1マイクロシーベルト、千葉の周辺でもこれらのところはどうもあるような報告をいただいておりますので、これはかなり重要な問題だと思います。

櫻岡湖沼浄化対策室長 これにつきましては、計画書上では包含したような言葉を使っておりますが、「状況把握に努める」とか「関係機関との調整を図り」ということは、国はもちろん、市町村、あるいはその他の情報をお持ちの方々、場合によっては農地等の測定をされている方もいらっしゃると思いますので、その辺を含めて状況を把握して対応を考えていきたいと考えております。

磯部部会長 近藤先生から、河川・湖沼・海域に限らず堆積域——流速が遅くなったところで土砂が堆積するようところに気をつけてほしいと、そういうアドバイスだったと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

入江委員 資料2の印旛沼に係る保全計画について、3点ほどお伺いしたいと思います。

はじめに、6 ページにあります合併処理浄化槽の整備促進についてですが、高度処理のほうの目標値をかなり高く掲げておりますが、この 27 年度目標値を設定するにあたって、5 期の振り返りをどのように行ったのかということと、5 期における合併処理浄化槽の進捗状況について教えていただきたいと思っております。

櫻岡湖沼浄化対策室長 6 期の目標について高く設定したのではないかとということですが、ここに書き出した人口等については、流域の 11 市 2 町の市町村に、平成 27 年度までにどこまでできるか出してもらったものを、さらにまた、もう少し上げられないかとか、いろいろ調整した結果としてここに挙げております。

それから、22 年度の、現況というよりは、目標に対してどうだったか、そういう意味でございませうか。

入江委員 前期計画の目標値に照らしてどのような進捗状況ですか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 5 期については、合併処理浄化槽、高度処理浄化槽については、使用人口を 6,100 人を想定しておりました。委員の皆様に見ていただいている 6 ページが実績ですが、9,000 人で、5 期で計画した高度処理合併浄化槽についてはその目標を上回る数字でした。

6 期については、先ほど申しましたように、積み上げた数字を目標として掲げておまして、少なくともこれを目指して市町村あるいは県について補助制度等を活用しながら進めていきたいと考えております。

入江委員 使用人口は目標を上回ったということで、設置の基数についても目標値を上回ったという理解でよろしいのですか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 補助事業等でやっていく整備事業ですが、基数については、第 5 期では印旛沼については高度処理合併浄化槽については 1,239 基を目標に掲げておまして、22 年度、この計画書の 6 ページでは実績として 1,958 基ということで、人口と同様に基数についても目標値は上回っていたということです。

入江委員 9 ページ、「沼からの負荷削減」ということで、浚渫についての一文がありますが、この点についてもう少し詳しく教えていただけますか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 これにつきましては、植生帯の整備とリンクした形で考えておまして、従前、手賀沼でやっておりましたヘドロの浚渫等については、具体的なものはまだ考えておりません。その必要性等が出て、効果等が費用対効果等も含めて可能性があるのであれば、その場合は河川管理者のほうで事業化を考えていただくことになると思っております。印旛沼については、今、ヘドロ浚渫等が必要な状況ではないと考えております。

入江委員 確認ですが、実施主体としては水資源機構というとらえ方でよろしいですか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 印旛沼については、河川の定義では河川管理者は県になっております。したがって、もし具体的にやることになるのであれば、県。県土整備部になると思っております。水資源機構も管理をしており、水位管理が主な業務になっております。農業用水等で印旛沼は活用されており、利根川に面したところ、あるいは下流側の新川の末端のところにも排水機場等を用意してございまして、そちらで水位を管理しております。

入江委員 最後の質問になりますが、15 ページで鹿島川流域が重点対策をとるところということで取り上げられているのですが、そのほかに高崎川であるとか神崎川、様々な川がございませうが、各流域の具体的な目標数値の設定とか進捗はどのような形で行われているの



か、教えていただければと思います。

櫻岡湖沼浄化対策室長 目標数値と申しますと、それは例えば水質とか、そういう意味でしょうか。

入江委員 鹿島川については重点地区ということなので、そのような目標数値が具体的にあるのかどうか、私は不勉強でわからなかったのですが、ここだけということではなく、各河川の流域においても何か具体的に進捗管理を行う目標の設定があるのかどうかということをお教えいただければと思います。

櫻岡湖沼浄化対策室長 資料2の後ろの表裏のページが、別添という形で流出水対策推進計画が付いております。21ページから始まる場所です。これは鹿島川流域の対策計画ということで添付しております。その下半分、「具体的方策に関すること」ということで、目標として雨水浸透施設の設置、透水性舗装の整備、側溝清掃とかございまして、鹿島川については御覧のとおり数値目標を掲げております。他の地域についても、ここに資料は載せておりませんが、市町村別になってしまうのですが、それぞれで出しております。今ここに資料を用意しておりませんので、また必要であれば御用意いたします。

磯部部会長 では、必要であれば後で事務局から資料を取り寄せてください。

入江委員 先ほどの高度処理型合併処理浄化槽の件ですが、第6期の計画を策定するにあたって、何か新しく助成制度なり、新たな制度をつくって実効性を高めていくというようなお考えは現段階でおありなのかどうか、そのあたりを確認させていただきたいと思います。

櫻岡湖沼浄化対策室長 今回第6期は、24、25、26、27年に向けて新たな制度は整備事業としては設けておりませんが、補助制度として、例えば印旛沼・手賀沼等の閉鎖性水域については、通常型の合併浄化槽の設置ではなくて、高度型の合併処理浄化槽の方に整備の補助を行うという形で23年度から整備をしておりますので、それをさらに活用して進めていきたいと思っております。

磯部部会長 ほかにいかがですか。

山室委員 また放射性物質に戻りたいのですが、手賀沼も印旛沼もどちらの保全計画にも「関係機関との調整を図り、必要に応じて適切に対応します」と書いてあるのですが、これは、水質保全課が中心になって、例えば水道管理者や農業関係、おそらく食物についてはもう測っていらっしゃると思いますし、水道のほうも測っていらっしゃると思うのですが、それを水質保全課が積極的に状況を把握して市民の方に周知すると述べていると考えるのか、そうではなくて、水濁法にも湖沼計画にも放射能というのはなかったわけですから、それについてはここではやらないけれども、何か突発的なことがあったら調整を図りますというふうに述べているのか、どちらなのでしょう。

櫻岡湖沼浄化対策室長 放射能については、いま先生がおっしゃったとおり、農作物あるいは魚等を含めていろいろなところがどうなのだろうかということで測定しております。それぞれについては県の中で担当する部署がございまして、あとは、今、災害対策室のほうからまた組織がつくられたところで、例えば除染関係を見るところがございまして、全般にわたって水質保全課が見て調整を図っていくというよりは、ここで書いている印旛沼については、水質等についてはここで調整を図ったり対応を考えていきたいということで、印旛地域における農家の方々に対して例えばどうこうとまでやるかどうかは、そこまでは多分難しいだろうと思います。それはほかのセクション等もありますので、そちらのほうとやっ

ていただく。その情報はこちらでも把握はするという事は考えておりますが、全体の調整を水質保全課がやるという意味ではないということです。

山室委員 湖に関わってくるようなものの放射性物質は、現段階ではいろいろなところで分かれてやっていて、ここに聞けばいいというところはない状態ですか、千葉県においては。

生駒水質指導室長 実はこの11月に、県の復興・復旧本部というのがございますが、その中に新しく放射能対策室というのを組織的に設けました。その中でそういった情報を一元的に把握しているという状況です。今、櫻岡が申しましたように、例えば農林水産部のほうでは農作物関係、水産物もそこに入りますが、そういったデータを持っていますし、また水道水は水道局で測っています。あと水道企業体のデータについては水政課で把握しております。そういった情報は復興・復旧本部の放射能対策室のほうに逐一上げるような形です。

あと、実際の問い合わせが非常に多うございます。それについても復興・復旧本部のほうで一元的に受けまして、細かい話については各課担当課を紹介してそれに振るという体制を取っております。

山室委員 実際問題として、水質保全課に、法律的に測らなければいけないとか、そういう義務はないわけですね。ですから、水質保全課では今は測っていらっしやらないと考えてよろしいですか。

生駒水質指導室長 印旛沼、手賀沼、いわゆる湖沼関係についての測定はしておりませんが、この5月から、放射能事故を受けて、海域、特に沿岸部ですが、定期的にモニタリングは行っています。特に海水浴場を中心として行っています。これは3月まで定期的に行う予定にしております。ただ、内陸部のほうについては測定しておりませんが、環境省のほうで元々、福島原発の半径100km以内を対象として公共用水域のモニタリング調査をやっていたのですが、それを範囲を広げてもらいまして、今は千葉県の一部、北西部地域が該当しますが、10月末から11月の頭にかけて、印旛沼と手賀沼、それに流入する河川について放射能の測定をしております。

山室委員 それは水質保全課の担当でということですね。

生駒水質指導室長 実際は環境省の調査でやっております。

山室委員 おそらく県民の皆様は、特に印旛沼、手賀沼の流域の方は、これが一番かなり気になるという状況だと思いますので、ここでこういうふうに書いてしまうと、水質保全課がそういうことを取りまとめるのではないかと誤解されがちかなという気もいたしましたので、説明資料を用意して、実際には対策室が見えるような資料があるといいのかなと思います。

あと、水についてはそういうふう調べるということだったのですが、先ほど磯部先生も言われましたように、おそらく堆積物に。特に柏でホットスポットと言われているところが流域になっているので、そのあたりの御心配がこの放射性物質については必ず出てくるような気がいたしますので、それについてはどういうことを考えていらっしやいますか。

矢沢水質保全課長 環境省のほうで公共用水域のモニタリングをやっています。当初は福島原発から100km以内の公共用水域で測定を行っていたのですが、その後、文科省のほうで航空機モニタリングを実施した結果、千葉県の一部も値が高いところがあるということで、環境省のほうで千葉県も含めてモニタリングの範囲を広げました。モニタリングの趣旨と

しては、福島原発からどのくらいの範囲で拡散したのかということと、セシウムが土壌に吸着しやすく、雨で移動する。その範囲の確認とその後の挙動を確認するという意味で、範囲を広げております。千葉県も調査範囲に入りましたし、あと群馬県や栃木県でも調査をしております。

実際の調査は10月の下旬から11月上旬にかけて千葉県内で調査をしております。調査地点としては、印旛沼、手賀沼とその流入河川がメインです。調査項目としては、水質と、底質もやっております。それ以外に、調査地点の河川敷の土壌のベクレルと空間線量率。この調査をしまして、先週、結果が公表されています。水質はヨウ素も含めて全く「不検出」ですが、底質はおっしゃるように数百から数千のオーダーで、セシウムですが数字が出ています。環境省のほうでは、挙動を迫りかけるといふことで、定期的に、2か月に1ぺん程度、調査を継続しますというふう聞いております。

そういう情報がありましたので、ここの書き方は、県では測定はしませんが、そういう情報がありますので「状況把握に努めます」と。結果は県のほうにも来ますので、除染の話に最終的にはなっていくと思うのですが、まだ川底や湖の底の底質の除染は後回しにされています。とりあえず子どもさんを中心とした生活空間の除染を中心に除染のガイドラインができていまして、川の底なり沼の底についてはもうちょっと先送りされるということ、除染の方法の検討も必要だと思います。そういうこともありますので、今、例えば手賀沼の底に高濃度のものがあるとしても、それをどうするかというのが書けませんので、ここの書き方は「状況把握に努めます」と。関係機関との調整を図って、何らかの対応が必要だ、場合によっては底質の基準ができました、それに応じて何らかの取り除くことをやらなければいけないということであれば、河川管理者が具体的には動くことが想定されますし、関係者の調整も出てきますので、そういう意味で「状況把握に努める」だけではなくて、何か必要が生じたら関係するところと一緒にやって対応を図っていきましょうということをここに書かせていただいています。

話が長くなりましたが、山室委員がおっしゃった柏周辺の底質の状況という意味では、県では今は測っていませんが、環境省で定期的に測るといふことになっていきますので、その状況については注視していきたいと考えています。

山室委員　ありがとうございます。湖沼法はCOD、T-N、T-Pであって、放射能というものはなかったわけですから、それを測れとか減らせというのは、そもそも本当は法律にないものをあえてお入れになったということで非常に評価しているのですが、入れたことで期待されてしまう部分があると思いますので、その辺りを注意して説明していただければと思います。

磯部部長　今の山室委員の意見の中には、「県で情報を把握したら県民もわかるようにしてください」ということも含まれていたのではないかと思いますので、その辺の御配慮をお願いしたいと思います。

私から1点お伺いしたいことがあるのですが。

三つの湖沼について、特に印旛沼、手賀沼について5期計画まで進めてきて、形としては水質をある目標に達成するために汚濁負荷を削減するという格好になっていると思いますが、これまでの対策で負荷削減がどうなったのか、その結果として湖沼の水質が結果にどう現れたのかというあたりで、わかることがあったら教えていただきたいのですが。

櫻岡湖沼浄化対策室長　本日お示しした資料ですと、過去の経緯がすべてわかるようなものはありません。参考資料2-1、前回10月にお示ししたときは、第5期の間の水質の変化が2枚目に、印旛沼と手賀沼についてCODの75%値、T-Nの平均値、T-Pの平均値は御覧のとおりで、5期の目標値は手賀沼の窒素以外は達成している形にはなっておりませんというのは載せてございます。

負荷量については、その裏側に発生源別汚濁負荷量というので17年と22年の比較をしております。さらに遡って1期から見てくれば、負荷量については着実に全体量としては低減しております。ただ、残念ながら、この水質をもっと昔に延ばすと、手賀沼は明らかに一時より下がっているのですが、印旛沼はほぼ横ばいで、いろいろな理由があるとは思いますが、やはりまだ窒素・りんが富栄養化を生じなくなるまで十分下がっていないなどの理由によりまして、負荷量は全体として下がってきているけれども、水質として環境基準を達成なり環境基準に近づくという状況にはまだ至っていないと思います。

磯部部会長　ありがとうございます。そのところが、おそらく純粹に行政的な問題だけではなくて、研究的な要素があると思うのですが、負荷を削減しても水質にはすぐに反映されないという問題があると思いますから、これは機会を見ていろいろな調査を進めたりするようなこともお考えいただけたらと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、予定の時間も過ぎておりますので、本日の審議はここで終了させていただきます。

この三つの湖沼の計画の議題(2)(3)(4)については、先ほど説明がありましたように、現在パブリックコメントが行われておりますので、今日結論を得るということではなくて、パブリックコメントの結果を事務局に整理していただいて、それを見たところでこの部会として結論を出したいと思っておりますので、これは次回、継続して審議を行うことにさせていただけたらと思っています。

議題(1)ですが、これについては御承認いただきましたので、この諮問事項については、千葉県環境審議会運営規則第6条に基づいて部会長から審議会長に報告させていただきます。その後、会長の意見を得て、審議会の議決として審議会長名で知事宛てに答申される運びとなりますので、御了承いただきたいと思っております。

本日予定された議題は以上でございます。

## 5. その他

磯部部会長　最後に、「その他」として事務局から何かありましたらお願いいたします。

矢沢水質保全課長　本日は、長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。

本日の結果を踏まえまして、排出水の汚染状態の測定回数の条例の関係については所要の進めたいと思います。

また、次回の部会の予定ですが、1月24日(火曜日)、ちょっと朝早く恐縮ですが、午前9時半から開催をお願いしたいと考えております。

御審議いただきたい案件ですが、ただいま部会長がおっしゃいましたように、湖沼水質

保全計画の3件の継続の部分と、例年策定しております公共用水域と地下水の水質測定計画の案、それから千葉県環境保全条例に基づき排水基準を定めているのですが、国の規則改正に伴って少し改正する部分がございます。保全計画三つと測定計画と保全条例の排水基準の改正と数が多くて恐縮ですが、お願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

磯部部会長　今後の審議事項及び日程について提案がございました。各委員におかれましては、日程確保のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

## 6. 閉　　会

司会　長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございます。  
以上をもちまして、千葉県環境審議会水環境部会を終了いたします。

— 以上 —